

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類、の見直し	「措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類、の見直し	「措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
外務省	0610010	東アジア等外国人観光客に対する査証免除	出入国管理法第6条外務省設置法第4条第1項13号	平成16年4月1日より、香港SAR旅券及び英国BNO旅券所持者(香港居住権者)に対する査証免除措置を実施中である。 平成16年3月1日より韓国入修学旅行生に対する査証免除を実施中である。その他の韓国入については査証が必要となる。 台湾、タイ、中国については、査証が必要となる。	韓国B2 台湾D1 その他D4	台湾 その他	韓国については、韓国側の新型旅券の導入を前提に平成17年3月から9月まで期間限定の査証免除の実施を予定である。 タイ、中国については、今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ査証の実施の可否について順次検討していく予定である。 なお、中国については、修学旅行生に対する査証免除に向けて調整中である。 台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行生に対する手続き緩和措置を検討しているところである。		貴省の措置の分類では韓国についてB・2とあるが、期間を限定することなく恒久的に措置することできないか検討されたい。尚、回答と措置分類に整合性がないが韓国B2及びC、その他Cではないのか。	韓国B2及びC 台湾 その他	韓国については、期間限定査証免除の結果を踏まえて恒久的査証免除を検討していきたい。 中国については、修学旅行生に対する査証免除を9月1日より実施開始予定である。 台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行生に対する手続き緩和措置を検討しているところである。 我が国とアジア諸国との人的交流促進の観点から、その他の査証免除措置の導入についても、今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ今後順次検討していきたい。							1580	15801020	北海道	外国人観光客倍增プラン	短期滞在旅行者については、ビザを相互に免除する。	
外務省	0610020	韓国、台湾、タイとの相互主義による査証免除	出入国管理法第6条外務省設置法第4条第1項13号	平成16年3月1日より韓国入修学旅行生に対する査証免除を実施中である。その他の韓国入については査証が必要となる。 台湾、タイについては、査証が必要である。 査証免除は、相手国と自国との関係について政治的、社会的、経済的そして公安上の理由等を総合的に考慮して行いう一方の措置であり、相互主義に基づくものではない。	韓国B2 台湾D1 タイD4 その他	台湾 その他	韓国については、韓国側の新型旅券の導入を前提に平成17年3月から9月まで期間限定の査証免除の実施を予定である。 タイについては、今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ査証の実施の可否について順次検討していく予定である。 台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行生に対する手続き緩和措置を検討しているところである。	日本からの海外旅行者は年間約1,600万人を超えているのに対し、日本を訪れる外国人旅行者は約524万人に留まっています。このため、国においてはグローバル観光戦略を策定し、観光産業を21世紀のリーディング産業と位置づけるとともに、2010年までに外国人旅行者数を1,000万人とすることを目標としたところです。しかしながら、我が国の外国人に対する訪日旅行ビザ制度が海外からの旅行者を増大させるにあたっての大きな障害となっていることを踏まえ、良好な公安、治安の維持に配慮しつつ、日本も韓国等との間で短期滞在者についてのビザを相互に免除することについてご検討いただきたい。	韓国B2及びC 台湾 その他	韓国については、期間限定査証免除の結果を踏まえて恒久的査証免除を検討していきたい。 台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行生に対する手続き緩和措置を検討しているところである。 台湾の修学旅行生に対する査証手続き緩和措置を検討しているところであるが、実施予定時期をお尋ねしたい。	右の提案主体の質問について回答されたい。					1491	14912010	長崎県	東アジアとの観光交流計画	日本人が韓国、台湾、タイに観光目的で訪問する場合は、それぞれ滞在期間異なるがノービザ措置がなされている。しかし、韓国、台湾人、タイ人が日本に来る場合はビザが必要となっているので、両国の相互主義に基づき、ノービザの措置をとってほしい。			
外務省	0610030	国際イベントへ参加する外国人に対する査証免除	出入国管理法第6条外務省設置法第4条第1項13号	国際イベントの種類、規模、性質によっては、査証免除を行うケースもある。(例えば長野オリンピックやアジア大会等では統合カード方式を導入し、右カードの発行を受けた者については査証を免除した。) 我が国政府又は公的機関が招へいする者については査証緩和措置を実施する場合がある。	C及びD1		国際イベントの種類、規模、性質等(原則として政府の承認を得たもの)に従い、査証免除又は査証緩和措置を実施している。	提案者の例示する国際イベントも査証免除又は査証緩和措置の対象となりうると解してよいが、また当該措置の対象となるイベントのガイドラインを示すことはできないか検討し回答されたい。		C及びD1	査証免除および査証緩和措置は一般的に国際イベントの種類、規模、性質等を勘案して決定されている。査証免除はオリンピック等の閣議了解を経た国家的行事のみに対象となるため、本件を査証免除の対象とすることは困難である。査証手続き緩和については、我が国政府または公的機関(地方自治体は含まれない)が招聘するもので相手国政府を代表するような立場にあるものが対象となる。また、いずれの場合も主催者が対象者を管理できる体制にしなければならない。本件イベントが対象となるかについては、当該イベント開催の意義、重要性、効果、イベントの規模をはじめとする文化政策上の判断も含まれるものであるため、引き続き検討を進めていきたい。							1578	15782030	静岡県 沼津市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田町、函南町、菟山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	国際イベントに参加する外国人が、イベントだけでなく、本県の観光地を回遊することは、帰国後の口コミ効果を考えると海外誘客を進める上で大きなPR効果を持つ。したがって、その「おもてなし」については、イベント主催者だけでなく、各地のコラボレーションビューローや県としても、様々な工夫を凝らし、満足して帰国していただけるよう苦心している。そこで、訪日ビザについて、東アジア各国に対し、免除あるいは手数料減免の措置を取ることで、入国の段階から「おもてなしの心」を感じさせるように、「ウェルカム ふじのくに」を広く世界にアピールする。 具体的な内容 本県で行われる国際イベントに参加する外国人については、ビザを免除する。あるいはビザ発給手数料を減免する。 国際イベントの例 富士山ビッグウォーク(毎年秋)ユニバーサル技能五輪国際大会(2007年)など 免除あるいは減免対象 中国、韓国、台湾、タイから	
外務省	0610040	商用目的等で訪日する中国人に対する査証免除	出入国管理法第6条外務省設置法第4条第1項13号	商用目的等で訪日する中国人については短期滞在査証の取得が必要となる。	C		中国に対する査証免除については、今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ実施の可否について順次検討していく予定である。 中国人ビジネスマンに対しては数次査証の発給基準を緩和することを検討している。	当該提案は、中国人ビジネスマンの日中間の往来を容易にすることにより、中国とのビジネスの機会を拡大し、本県の産業の振興を図ろうとするものである。ビジネスチャンスを実に捕捉し、産業振興につなげていくには、早期に機会の拡大を実施することが望ましい。したがって、回答では、順次検討となっているが、速やかに検討することを求める。		C	以前からも信用度の高い企業(例えば中国国有企業や株式上場企業)の役員について数次査証を発給しているが、IT産業の発展に伴い、IT技術者の円滑な移動を図るとの観点から、右企業に一年以上在籍するIT技術者についても数次査証を発給することとしている(本年4月より漸次実施)。その他のビジネスマンへの緩和措置については、導入の是非を含め、不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ、今後の運用状況を見ながらの判断となるため、現時点で実施時期、緩和内容につき明らかにすることは困難である。							1113	11132010	福島県	福島空港を核とした地域の活性化構想	申請人の身元保証は受入企業等、企業等の内容は県及び上海事務所において指定したのものについて福島空港を利用して商用及び関連会社等での技術習得を目的として訪日する中国人に対する短期滞在ビザを免除する。	

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
外務省	0610050	認定エージェントによる団体旅行に対する査証免除	出入国管理及び難民認定法第6条第4項第13号	本年4月1日より、香港に対して短期滞在査証の免除を実施中である。 台湾、タイ、中国、韓国については、査証が必要となる。	韓国 B2 台湾 D1 その他 D4	台湾 その他	韓国については、韓国側の新型劣券の導入を前提に平成17年3月から9月まで期間限定の査証免除の実施を予定である。 タイ、中国については、今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ査証の実施の可否について順次検討していく予定である。 台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行者に対する手続き緩和措置を検討しているところである。	貴省の措置の分類では韓国についてB・2とあるが、期間を限定することなく恒久的に措置されたい。尚、回答と措置分類に整合性がないが韓国B2及びC、その他Cではないのか。	韓国 B2 台湾 C その他 C	台湾 その他	韓国については、期間限定査証免除の結果を踏まえて恒久的査証免除を検討していきたい。 中国については、修学旅行者に対する査証免除を9月1日より実施開始予定である。 台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行者に対する手続き緩和措置を検討しているところである。 我が国とアジア諸国との人的交流促進の観点から、その他の査証免除措置の導入についても、今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ今後順次検討していきたい。								1472	14721011	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	観光産業の裾野の拡大と国際競争力強化	外国観光客の出入国の利便性を高めるため、国内の安全確保を考慮しつつ、認定エージェントによる団体旅行に対するビザを免除すること。
外務省	0610060	中国人・韓国人の訪日団体観光客に対する査証免除	出入国管理及び難民認定法第6条第4項第13号	平成16年3月1日より韓国人修学旅行者に対する査証免除を実施中である。その他の韓国人については査証が必要となる。 中国人については、査証が必要である。	韓国 B2 中国 C		韓国については、韓国側の新型劣券の導入を前提に平成17年3月から9月まで期間限定の査証免除の実施を予定である。 中国については、今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ順次検討していく予定である。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	韓国 B2 中国 C			中国との間では、両国民の健全な交流の発展に寄与するため、中国国民訪日団体観光旅行を実施しており、9月15日より右対象地域を拡大することを決定するなど、査証緩和措置を進めており、今後も不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ適切な措置を検討していきたい。							1113	11132020	福島県	福島空港を核とした地域の活性化構想	滞在日数が15日以内で、かつ下記要件を全て満たす場合に限り中国人・韓国人の団体観光客の査証を免除する。 本県(上海事務所)が選定した中国側の旅行社及び日本側の受入旅行社による観光旅行であること。 上記旅行社が作成した商品で、かつ、本県(上海事務所)が認めた商品による観光であること。
外務省	0610070	中国、台湾修学旅行者に対する査証免除	出入国管理及び難民認定法第6条第4項第13号	台湾、中国については、査証が必要である。	中国 B1、台湾 D1		中国については、修学旅行者に対する査証免除に向けて調整しているところである。 台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行者に対する手続き緩和措置を検討しているところである。	貴省措置の分類によれば中国B1、台湾D1とあるが、回答と措置の分類に整合性がないのではないかと、措置の実施スケジュールにつき回答されたい。	中国 B1 台湾 C		中国人修学旅行者に対する査証免除は9月1日より実施開始予定である。 台湾への査証免除については、入国管理及び難民認定法第6条の「外国政府への通告」との整合性が問題となっていると承知しているが、外務省としては、まずは、修学旅行者に対する手続き緩和措置を検討しているところである。							1578	15782040	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田町、函南町、荻山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	中国を始め、東アジアの国民の所得が向上するに伴い、海外旅行者も増加しているが、同時に修学旅行などの青少年団体旅行市場も育ちつつある。静岡県内観光地においても、体験・交流をメインにした商品造成や受入態勢の整備が進んでいる。東アジアからの修学旅行等青少年団体の訪日を促進し、本県青少年との交流の活性化、相互理解、友好関係の構築、併せて産業観光、体験観光への誘客により、観光振興に資する。そのため、訪日の障害となっているビザを、青少年に限って免除する。これにより、本県の受入態勢を充実させ、実際の訪日実績だけでなく、外国人観光客をあたたく迎える「ふじのくに静岡」をアピールする。 具体的な内容 韓国からの修学旅行者については、16年3月1日から、香港住民については16年4月1日から、訪日ビザが免除された。訪日海外旅行の有力市場である。中国、台湾の修学旅行者の訪日ビザについても免除する。	
外務省	0610080	韓国人観光客に対する査証免除	出入国管理及び難民認定法第6条第4項第13号	平成16年3月1日より韓国人修学旅行者に対する査証免除を実施。その他の韓国人については査証が必要。	B2		韓国については、韓国側の新型劣券の導入を前提に平成17年3月から9月まで期間限定の査証免除の実施を予定である。	貴省の措置の分類ではB・2とあるが、期間を限定することなく恒久的に措置することはできないか検討されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。 なお、今回の提案において、既に規制緩和が実現している韓国人団体観光客と同様、個人観光客の査証申請時における提出書類の簡素化も提案を行っているが、このことに関して外務省のお考えをお聞かせください。	韓国 B2		韓国については、期間限定査証免除の結果を踏まえて恒久的査証免除を検討していきたい。 地域限定査証免除措置については、現在、外国人の日本国内での移動は自由なので、査証免除の対象とならない外国人が特区制度を悪用して来日する可能性がある。この問題点を克服するためには、特区査証により入国した外国人が特区外へ出ることを防止する必要がある。しかし、そのためには、特区内におけるすべての空港、海港で日本人、外国人を問わずチェックできる体制を構築する必要があるが、そのためには相当な人的・物的資源を要し、時間と費用がかかる。さらに、上記移動規制は、これまで特区内外を自由に移動できた日本人(及び他の外国人)にとっては新たな規制となる。 他の個人観光客に対する現状以上の査証手続きの緩和は、不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮すると、困難である。								1295	12951010	長崎県	しま交流人口拡大特区	韓国人については、出入国管理及び難民認定法第6条第1項本文により、日本への入国に際しては査証を所持しなければならないとなっているが、一般の韓国人に対する恒久的査証免除については、期間限定査証免除の結果を踏まえて検討することとなるので、現時点で具体的な実施予定時期を明らかにすることは困難である。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
外務省	0610090	中国人で条件を満たす場合の査証発給の特例	出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法第4条第1項13号	中国については、査証が必要であるが、数次査証の現地発給が可能である。	D1		中国人ビジネスマンに対しては数次査証の発給基準を随時緩和してきており、今後とも状況を見つつ検討を続けていきたいと考えている。	費省回答によれば、「中国人ビジネスマンに対しては数次査証の発給基準を緩和することを検討している。」とあるが、その実施時期及び緩和の内容を明らかにされていない。また、右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答された。	中国人に対するマルチビザの発給については、株式会社市場企業等の管理職等にAPECビジネス数次査証が平成14年2月15日から発給されているところだが、今後、不法残留を生じさせることなく(中国人訪日観光客の増加を図るためには、所得や海外渡航実績などの一定の条件を付し、それを満たす中国人全てに対し数年有効のマルチビザの発給を認め、この者については、個人での訪日も可能となるようにすることが必要かつ適当であると考えます。	D1		以前からも信用度の高い企業(例えば中国国有企業や株式上場企業)の役員について数次査証を発給しているが、IT産業の発展に伴い、IT技術者の円滑な移動を図るとの観点から、右企業に一年以上在籍するIT技術者についても数次査証を発給することとしている(本年4月より漸次実施)。その他のビジネスマンへの緩和措置については、導入の是非を含め、不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ、今後の運用状況を見ながらの判断となるため、現時点で実施時期、緩和内容につき明らかにすることは困難である。	韓国に対しては、職業、所得、海外渡航実績などの一定の条件を満たす場合はマルチビザが発給されていることから、中国人に対しても同様の取り扱いができるよう検討していただきたい。	D1		中国人に対しても数次査証の発給基準を随時緩和してきているが、査証緩和の内容及び時期については不法滞在や不法就労、犯罪等の諸要素を考慮する必要があるが、必ずしも各個人に対する規制内容が同じになるとは限らない。中国人に対する緩和については、上記の諸要素を考慮しながら、今後判断していきたい。	1491	14912030	長崎県	東アジアとの観光交流計画	韓国人観光客に対しては、一定所得以上の者又は来日経験者に5年の数次ビザが発給されているが、中国人に対してはこの制度がない。また、中国人に対する商務数次ビザやAPECビジネス数次ビザ制度はあるが、発給実績が少ない。また、中国から日本へのビザについては、親族の訪問、商務等の目的でしか個人ビザが発給されず、その都度招へい状が必要であるため、観光目的での訪日は、団体観光以外に出来ない。このため、一定条件を満たす中国人には、数年有効の数次ビザ及び個人ビザを発給していただきたい。		
外務省	0610100	短期滞在査証の数次査証発給の容易化	出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法第4条第1項13号	一定の国籍人については、数次査証を一律発給している上、その他の国籍人についても特別の理由があれば数次査証を発給している。	D1		これまで、一定の要件を満たす者については、数次査証を発給してきている。	提案者の提案によれば「数次査証の発給は個人の入出国実績や外国企業の規模等個々のケースごとに在外公館で判断されているところであるが、個々の日本領事館でも数次査証を発給している領事館と発給していない領事館があるなどまちまちな対応となっている。」とある。地方公共団体の関与により数次査証発給の「一定の要件」を緩和できないか検討し回答された。また、右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答された。	日本企業が中国のIT企業に対して、システム開発を委託する事例が増加しており、本市のS企業も大連のD企業(日本の出資なし)にシステム開発を委託している。その関係で中国人IT技術者が日本と中国を行き来し、迅速に対応する必要が生じている。具体的には仕様の打ち合わせの関係では、日本で説明し、中国で内容を詰めて、再度、日本で協議するとか、また、納品後にトラブルが生じた場合には中国人IT技術者が迅速に日本に来て、処理を行う必要が生じている。中国人IT技術者はこのような場合、数次ビザが取得できず、短期滞在ビザで入国しているが、ビザ取得に2-3週間かかっており、日本と中国との間の業務遂行に支障が生じていると認識している。については、上記の場合においても、外定の要件を緩和できないか検討し回答された。また、該当していないのであれば、システム開発を受託している中国のIT企業を特区計画において特定したり、委託契約を確認するなどの代替措置により、当該中国のIT企業に勤務する中国人IT技術者に対して、数次ビザを発給できるようにできないか検討していただきたい。	D1		中国国有企業や株式上場企業の役員、一年以上在籍するIT技術者でなくとも地方公共団体が身元保証する等適切な関与をすることにより「一定の要件」を満たすものとして数次査証の発給要件を緩和することができないか、再度検討し回答された。			中国人ビジネスマンに対しては、これまで回答のとおり、数次査証の発給基準を随時緩和してきているが、今後さらなる緩和措置が可能となるかどうかについては、不法滞在や不法就労、犯罪等の諸要素を考慮しつつ、運用状況を見ながら、適宜判断していきたい。	1165	11651030	福岡県 福岡市	福岡アジアビジネス特区	福岡アジアビジネス特区内の日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が結ばれており、その関係で短期滞在査証で来日する外国人に対しては、当初より数次査証を発給する。			
外務省	0610110	通過査証の有効期限の延長	出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法第4条第1項13号	通過査証は原則として、有効期間3ヶ月、滞在期間は15日としている。	C		通過目的であれば現状の15日の本邦滞在で十分と考えている。 一方、観光目的等15日を越えて滞在するのであれば、正規に申請を行うことで、短期滞在査証を取得できる。												1472	14721013	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経産者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	観光産業の裾野の拡大と国際競争力強化	トランジットビザの有効期間を延長すること。
外務省	0610120	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法第4条第1項13号	平成12年9月13日より、北京市、上海市及び広東市に在住する者を対象に団体観光旅行制度を実施している。	B1		平成16年9月15日より、団体観光の対象地域として、新たに江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省及び天津市の4省1市を加えることとなった。												1472	14721012	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経産者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	観光産業の裾野の拡大と国際競争力強化	中国については観光ビザ発給対象地域を江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省、天津市にも拡大すること。
外務省	0610120	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法第4条第1項13号	平成12年9月13日より、北京市、上海市及び広東市に在住する者を対象に団体観光旅行制度を実施している。	B1		平成16年9月15日より、団体観光の対象地域として、新たに江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省及び天津市の4省1市を加えることとなった。												1491	14912020	長崎県	東アジアとの観光交流計画	現在、中国人団体観光ビザの発給対象地域は、「北京市」、「上海市」、「広東省」の3地域の住民に限られているが、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省などに発給対象地域を拡大していただきたい。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
外務省	0610120	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法第4条第1項13号	平成12年9月13日より、北京市、上海市及び広東市に在住する者を対象に団体観光旅行制度を実施している。	B1		平成16年9月15日より、団体観光の対象地域として、新たに江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省及び天津市の4省1市を加えることとなった。												5133	51330004	愛知県		中国人団体観光ビザの発給対象地域は、北京市、上海市、広東省の3地域に限定されているが、愛知万博が開幕する平成17年3月までに江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省、天津市の4省1市にも拡大して戴きたい。
外務省	0610120	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法第4条第1項13号	平成12年9月13日より、北京市、上海市及び広東市に在住する者を対象に団体観光旅行制度を実施している。	B1		平成16年9月15日より、団体観光の対象地域として、新たに江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省及び天津市の4省1市を加えることとなった。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	中国におけるビザ発給対象地域について、平成16年9月より、新たに江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省、天津市が加えられることとなり、訪日観光客の増加が期待される。当県としては、さらに友好県省の吉林省をはじめとしたビザ発給地域のさらなる拡大を要望するものである。	B1		吉林省を含めた今後の団体観光旅行の対象地域拡大については、9月15日の拡大による運用状況を注視し、不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ、検討を進めていきたい。						1088	10882010	宮城県	宮城県緊急経済産業再生戦略プラン(中国観光客行客客来構想)	外務省領事移住部に対し、中国におけるビザ発給対象地域を現在の「北京市・上海市・広東省」から他地域に拡大するよう要望するもの。	
外務省	0610130	産業観光に対する短期滞在査証発給の明確化	入管法別表第1の3の解釈として産業観光が短期滞在に含まれていると承知している。したがって、工場、視察見学の目的での滞在が認められることである。右の提案主体の意見を踏まえ、上海等の旅行会社の誤解を解くための必要な方策がとれないか検討し回答されたい。	D1		入管法別表第1の3の解釈として産業観光が短期滞在に含まれていると承知。	法務省の回答によれば、「短期滞在」の在留活動には「工場の視察、見学の目的での滞在」が含まれることである。右の提案主体の意見を踏まえ、上海等の旅行会社の誤解を解くための必要な方策がとれないか検討し回答されたい。	費回答を日本政府の公式見解として、「工場、事業所見学等の産業観光は、短期滞在査証(観光ビザ)で入国可能である」と中国上海市旅游委員会及び現地エージェントに周知し、入国審査にかかる誤解を払拭して、積極的な誘客プロモーションを行うこととする。	D1		これまでも査証に関する照会に応じて回答しているように、今後とも、在外公館窓口における情報提供等、誤解が生じないように必要に応じて適切な周知徹底を行っていきたい。						1578	15782050	静岡県、沼津市、三島市、伊東市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田町、函南町、大仁町、清水	伊豆地域交流拡大構想	新たな観光形態に対応するため、工場の視察見学等の産業観光が「短期滞在」の在留資格で認められている活動であることを明確にする。 - 具体的内容 - 正式な見解を表明するか、表第1の3「短期滞在」の項下段に「産業観光」の文言を追加する。		
外務省	0610140	入院・治療等に伴う短期滞在査証の発給手続の迅速化	出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法第4条第1項13号	査証発給は、できる限り迅速に行っている。個別の事情に応じて更に迅速な対応を行っている。	D1		今後とも、個別の事情に応じて迅速な発給を行っていくこととしたい。	特区の趣旨に鑑み、地方公共団体の適切な関与により他の案件と区別して優先的な処理を実施することができないか検討し回答されたい。		D1		本件は人道的措置であり、地方自治体の関与の如何に関わらず、今後とも迅速な対応を行っていくこととしたい。						1397	13971020	福井県福井市	福井高度医療特区(福井型メディカル・ツーリズム)	入院・治療等に伴う患者及びその家族の短期滞在査証の発給手続を可能な限り迅速化する。	
外務省	0610150	入国査証発給手続の簡素化及び入国査証手数料の免除	出入国管理及び難民認定法 第6条 外務省設置法第4条第1項13号	一部の国籍国人については、観光目的の場合においても、招聘理由書が必要である。	C		査証は、出入国管理、犯罪対策の観点から、第一の入国審査とされており、これらの申請書類はその目的のため必要不可欠と考えている。 今後不法滞在や不法就労、犯罪などの諸要素を考慮しつつ、適切な査証行政を行うことを考えており、今後とも簡素化等については、個別の事情を勘案しつつ順次検討していく予定である。 査証手数料免除については、これまで個別の事情に応じて必要な場合には免除してきますが、今後個別の事情に応じて免除を実施していく。	提案主体の実施する「長崎さる(博06)」は貴省回答にある「個別の事情」として検討の対象となるか、検討し回答されたい。 また、右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	1点目の「査証」の趣旨・目的については、異論がないところであります。しかしながら、2点目の「査証発給手続きの簡素化等」については個別の事情を勘案しつつ順次検討していく予定、また、3点目の「査証手数料免除」については個別の事情に応じて免除を実施するという表現をされております。今回、提案させていただきます「長崎市観光2006アクションプラン」における「長崎さる(博06)」について、「査証発給手続きの簡素化等」及び「査証手数料免除」の措置を具体的に示してください。	C	本件につき、手続の簡素化ないしは手数料免除を実施するか否かは、当該イベント開催の意義、重要性、効果、イベントの規模をはじめとする文化政策上の判断も含まれるものであるため、引き続き検討を進めていきたい。					1041	10411010	長崎県長崎市	長崎市観光2006アクションプラン	旅行会社が査証代理申請する場合に限定し、招聘理由書等の申請書類の免除もしくは簡素化を行う。また、併せて査証手数料の免除を行う。			

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名	規制の特例事項の内容
外務省	0610160	ヘボン式ローマ字表記のみによる旅券の名前表記	旅券法施行規則第5条及び処理基準	1.非ヘボン式表記については、両親の一方が外国人で外国式の名を名乗る者等外国式の姓又は名が戸籍に記載されている場合には例外的に同一人の渡航の便宜から認めている。 (例)戸籍上の氏名:外務 譲治 旅券上の氏名:GAIMU GEORGE 2.また、これ以外であっても二重国籍、国際結婚等同一人の渡航の便宜から真に必要なと判断される場合に限りは戸籍に記載されている氏名表記の後に括弧書きで別名併記も認めている。 (例)戸籍上の氏名:外務 譲治 旅券上の氏名:GAIMU JOI(GEORGE)	D - 1	氏名の変更を個人の主義等によって自由に変更することを認めることは、旅券のもつ公式身分証としての国際的な信頼を低下させる(入国拒否等逃れ)ことに鑑み、渡航の便宜から真にやむを得ない事情等を記載した申出書及び今後外国式の名の表記を変更しない旨の誓約書の提出をもって、別名併記を認める。 (例)戸籍上の氏名:外務 譲治 旅券上の氏名:GAIMU JOI(GEORGE)	渡航の便宜から真にやむを得ない事情等を記載した申出書とあるものの、真にやむを得ない事情についての定義の拡大を要求したい、 具体的には個人の戸籍では、命名の際漢字の選択等一定の自由が認められているのと同様、可能な範囲(JOJI, JOUJI)の選択の自由が与えられていると同様でアルファベット表記についての自由の容認を願いたい、 特に海外留学等のVISAの発行および現地学生証の発行の場合に必要な身分証明書は公式旅券を前提とする。よって、そもそもの旅券発行時に、非ヘボン式表記の必要性を立証する資料は提出はできず、よって実質的導入ができないと考える。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	D - 1	1. 旅券上の氏名の表記は、アルファベットで書いてあっても、日本語である。日本語の音を全て正確にアルファベットで表すことはそもそも不可能であるが、旅券の表記法としてヘボン式を用いているのは、同方式が、英語等欧米語を母国語とするものが読んだ場合に日本語の音を比較的正しく反映しているためである。このような理由から例えばRの駅名等でもヘボン式表記が用いられている。 2. さらに現行の旅券は、このヘボン式表記の氏名を検索指標として用いており、これに特定の記号、番号等を付与することによって日本旅券が発行された事実の検証を行っている。 3. このため、氏名表記を個人の自由にする場合には、特定個人の悪意等による旅券の二重発給を防止できなくなり、適正な旅券データ管理を維持することが不可能となる。 4. しかしながら、外国人との身分関係のある方は、当該外国の表記法による氏名が、出生証明書等により確定しているため、このような方については、その確定している氏名が非ヘボンであっても、これを認めている。 5. 更に両親とも日本人である場合でも海外での生活に必要である場合等については上記の旅券データ管理維持が確保される方法として、例外的に別名併記を認めている。 6. 今回上記事情を踏まえ再検討した結果、別名併記を認める「真にやむを得ない事情」の定義については、現時点での必要性を立証する資料がない場合であっても今後留学等により必要であることが予定されている場合も含むものとして緩和することとする。	貴省回答6.の緩和措置の実施時期について明らかにされたい。また、右の提案主体の意見について検討し回答されたい。	今回の回答について、旅券申請の際に都道府県旅券センターの窓口で混乱がない様に、非ヘボン式併記が可能となる今回の緩和措置の内容について、外務省から都道府県に周知徹底していただきたい。また、今回の回答が国民に正しく理解され、(不正な運用を要求する人により真に必要性のある人がせっかく対応していただいた措置を使えなくなることがない様)適切な運用がされるようホームページ等広報で国民にも周知していただければ幸いである。	B - 2	平成17年度の早期に実施することと致したい。右に伴い、今次措置については都道府県をはじめ国民に周知されるようホームページ等で広報に努めてまいりたい。	1353	13531010	個人	ヘボン式ローマ字によらない名前前のアルファベット表記を認める特区構想	旅券法施行規則により定められているヘボン式ローマ字による氏名の表記を名前に限りヘボン式によらない表記を認めることとする				